

2019年度助成分

■講演会等の名称

第7回日中刑事法シンポジウム

研究代表者：

塩見淳（京都大学大学院法学研究科・教授）

主催団体名/代表者名：

日中刑事法研究会／甲斐克則（早稲田大学・教授）

主な講演者名：

橋爪隆（東京大学・教授）、黎宏（清華大学・教授）など8名

会場名：

京都大学法経本館法経第四教室

実施期間：2019年9月7日～2019年9月8日

【研究の概要】

第7回日中刑事法シンポジウムは、中国からの報告者4名、討論参加者4名、台湾からの通訳者2名を招聘し、日本側からも多数の参加者を得て、無事に終了した。今回の統一テーマは、「刑法の重要課題をめぐる日中比較法の実践」であった。

シンポ初日は、10時からの1時間で開会式と記念撮影を行った後、第1セッションの「責任能力をめぐる比較法の実践」、第2セッションの「賄賂罪をめぐる比較法の実践」を実施し、終了後、大学内の食堂において会費制によるレセプションを行った。第1セッション（11時から13時20分）では、中国側からの中国人民大学の李立衆副教授による「精神病者の責任能力の認定」および日本側からの東京大学の橋爪隆教授による「日本における責任能力をめぐる議論について」と題する基調報告がなされた。第2セッション（14時40分から17時）では、日本側からの神戸大学の嶋矢貴之教授による「日本における賄賂罪立法の展開と判例・解釈論概説」および中国側からの清華大学の黎宏教授による「中国の収賄罪における『他人のために利益を図』るという要件について」と題する基調報告がなされた。

シンポ2日目は、第3セッション「サイバー犯罪をめぐる比較法の実践」と第4セッション「横領罪をめぐる比較法の実践」を行った後、最後の1時間で、総括討論および閉会式を行った。第3セッション（10時から12時20分）では、中国側からの東南大学の劉艶紅教授による「ネット時代における刑法解釈の方法」および日本側からの同志社大学の川崎友巳教授による「日本のサイバー犯罪」と題する基調報告が行われた。第4セッション（13時40分から16時）では、台風15号の接近の影響で、一部参加者が早退を余儀なくされたが、予定通り最後まで行われた。そこでは、日本側からの早稲田大学の田山聡美教授による「『横領』の意義について」および中国側からの北京大学の梁根林教授による「中国刑法における横領罪

——学説、判例及び私見」と題する基調報告が行われた。

最後の総括討論では、中国側からは清華大学の張明楷教授、日本側からは早稲田大学の甲斐克則教授がそれぞれ登壇し、シンポ全体を振り返りつつ、今後の議論の深化のために示唆を与えるようなコメントが行われた。そして、最後の閉会式では、次回は中国側で2年後に開催されることの確認が行われ、再会を期してシンポは終了した。

■講演会等の名称

第10回日仏法学共同研究集会「利益の衡量」

研究代表者：

森田宏樹（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

主催団体名/代表者名：

日仏法学会/北村一郎

主な講演者名：

ニコラ・コルニュー＝テナール（比較立法協会幹事、パリ第2大学・教授）、**シルヴェーヌ・ポワイヨ＝ペルツェット**（トゥールズ第1大学・教授、破毀院特別参与）、**ドミニク・アシェ**（比較立法協会会長、破毀院判事）、**ニコル・マエストラッチ**（憲法院構成員）、**ドミニク・キュストス**（カン＝ノルマンディー大学・教授）、**瀬川信久**（日本学士院会員、北海道大学・名誉教授）、**中原太郎**（東京大学・准教授）、**垣内秀介**（東京大学・教授）、**小島慎司**（東京大学・教授）、**三浦大介**（神奈川大学・教授）

会場名：

東京大学法学部（3号館8階大会議室）

実施期間：2019年9月16日～2019年9月18日

【研究の概要】

フランスでは、欧州人権法・EU法の影響のもとで、公法分野のみならず、私法分野においても「比例原則」を適用し、古典的な三段論法ではなく、「利益の衡量」によって結論を導く破毀院判決が現れ、その当否ないし意義をめぐり近年活発な議論が存する。本研究集会は、このような日仏における「利益の衡量」という法解釈の手法の有する意義を比較検討することを通じて、それぞれの法適用の特性を考察することを目的としたものである。

本研究集会では、上記テーマについて3つのセッションに分けて検討を行った。第1日は、第1部 総論・歴史セッションとして、コルニュー＝テナール教授「比例原則の起源：比較史の試み」、瀬川教授「日本における利益衡量論」の各報告がなされた。同日午後は、第2部・私法セッションとして、実体法の観点から、ポワイヨ＝ペルツェット教授「経済法分野における『利益の衡量』とその適用：EU裁判所と破毀院の判例」、中原准教授「民法分野における『利益の衡量』の諸相」、訴訟法の観点から、アシェ判事「比例原則と破毀のコントロール」、垣内教授「利益衡量と民事裁判」の4つの報告が行われた。第2日は、第3部・公法セッションとして、憲法分野では、マエストラッチ判事「憲法院判決の時的適用範囲の調整」、小島教授「憲法における比例原則」、行政法分野では、キュストス教授「行政判例における比例原則の誕生：国務院判例にみる適用範囲・判決スタイル・推論方法」と三浦教授「行政法における比例原則」の4つの報告が行われた。

以上の各報告を踏まえて討議が行われたが、両日とも討議の時間を30分程度延長せざるをえないほどの活発な意見交換が行われ、研究集会を成功裡に終えることができた。その要因

としては、第1に、日本側で数回にわたる綿密な準備会を行い、それを踏まえて日仏の報告者が事前に問題意識を摺り合わせたことにより、双方の報告がかみ合った内容となり、討議を通じてさらに理解を深めることができたこと、第2に、全体の総論的考察として歴史のセッションを配置したことにより、利益衡量ないし比例原則についての日仏の異なる系譜ないし潮流の位置づけを示すことができたこと、第3に、フランス側報告者として、2名の破毀院判事と憲法院構成員の参加を得たことで司法実務の最前線を踏まえた知見に接することができたことなどを指摘することができよう。